

2-16-9 下水道施設一覧表

(1) 県土整備部所管

(令和6年3月31日現在)

区分	県・市町	処理場名	施設の所在地	供用開始年	処理能力(m ³ /日)	処理方式	放流河川名
流域下水道	栃木県	鬼怒川上流浄化センター	日光市町谷1818	1981	43,800	標準活性汚泥法	鬼怒川
		県央浄化センター	上三川町多功1159	1987	64,500	標準活性汚泥法	田川
		巴波川浄化センター	栃木市城内町2-57-62	1982	37,800	標準活性汚泥法	巴波川
		北那須浄化センター	大田原市宇田川1790-1	1983	34,200	標準活性汚泥法	蛇尾川
		大岩藤浄化センター	栃木市藤岡町藤岡4018	1996	11,600	標準活性汚泥法	渡良瀬川
		思川浄化センター	野木町大字野木2252-2	1998	18,750	標準活性汚泥法	思川
		下水道資源化工場	宇都宮市茂原町768	2002	焼却180t/日 溶融12t/日	—	
宇都宮市	宇都宮市	下河原水再生センター	宇都宮市下河原1-2-41	1965	39,600	標準活性汚泥法	田川
		川田水再生センター	宇都宮市川田町240	1978	159,300	標準活性汚泥法	田川
		清原水再生センター	宇都宮市清原工業団地3-4	2000	12,500	標準活性汚泥法	鬼怒川
		河内水再生センター	宇都宮市下岡本町2382-1	1995	12,400	活性汚泥法	鬼怒川
		上河内水再生センター	宇都宮市芦沼町2177-2	2006	3,000	活性汚泥法	叶川
	足利市	足利市水処理センター	足利市鶴木町183-3	1977	72,000	標準活性汚泥法	袋川
		坂西団地水処理センター	足利市葉鹿町792-2	1993	500	長時間エアレーション法	松田川
	佐野市	佐野市水処理センター	佐野市植下町3300	1995	48,900	標準活性汚泥法	秋山川
	鹿沼市	黒川終末処理場	鹿沼市上殿町673-1	1976	34,800	標準活性汚泥法	黒川
		古峰原水処理センター	鹿沼市草久3018	2005	120	膜分離活性汚泥法	大芦川
		粟野水処理センター	鹿沼市口栗野199	1998	2,000	活性汚泥法	思川
		西沢水処理センター	鹿沼市西沢町94	2008	1,100	活性汚泥法	思川
	日光市	中宮祠水処理センター	日光市中宮祠2479	1964	4,430	標準活性汚泥法	大谷川
		湯元水処理センター	日光市湯元1065	1966	3,250	活性汚泥法	湯ノ湖
		湯西川水処理センター	日光市湯西川1963-21	1982	3,500	活性汚泥法	湯西川
		川治水処理センター	日光市藤原字ハマコ道下1328-7	2008	1,100	活性汚泥法	鬼怒川
	小山市	小山水処理センター	小山市大字塩沢609	1976	39,200	標準活性汚泥法	思川
		扶桑水処理センター	小山市大字三拜川岸209-6	1984	3,670	標準活性汚泥法	姿川
	真岡市	真岡市水処理センター	真岡市八木岡1309	1983	21,760	標準活性汚泥法	五行川
		真岡市二宮水処理センター	真岡市久下田2140	1995	1,750	活性汚泥法	西川
	大田原市	黒羽水処理センター	大田原市八塩42-1	2002	2,000	活性汚泥法	那珂川
	矢板市	矢板市水処理センター	矢板市安沢3617	1991	9,800	標準活性汚泥法	内川
	那須塩原市	黒磯水処理センター	那須塩原市鍋掛1085	1980	19,000	標準活性汚泥法	那珂川
		塩原水処理センター	那須塩原市塩原1188-1	1986	5,333	活性汚泥法	篝川
	さくら市	氏家水処理センター	さくら市氏家1526-1	1993	8,345	活性汚泥法	鬼怒川
		喜連川水処理センター	さくら市葛城583	2002	2,200	活性汚泥法	荒川
	那須烏山市	南那須水処理センター	那須烏山市東原161-1	1998	1,300	活性汚泥法	荒川
烏山水処理センター		那須烏山市野上316	2003	1,400	活性汚泥法	江川	
益子町	益子浄化センター	益子町大字益子1494	1990	2,500	活性汚泥法	小貝川	
茂木町	茂木町水処理センター	茂木町大字馬門679	2004	2,400	活性汚泥法	逆川	
市貝町	市貝町水処理センター	市貝町大字多田羅159	2005	1,500	活性汚泥法	小貝川	
芳賀町	芳賀町水処理センター	芳賀町大字上延生1220	2005	1,500	活性汚泥法	五行川	
壬生町	水処理センター	壬生町おもちゃのまち5-4-33	1968	11,700	標準活性汚泥法	姿川	
高根沢町	仁井田水処理センター	高根沢町大字平田1269	1994	1,500	活性汚泥法	井沼川	
	宝積寺アクアセンター	高根沢町大字宝積寺1809-1	2000	5,600	活性汚泥法	鬼怒川	
那須町	湯本浄化センター	那須町大字高久丙4361-5	1984	6,000	標準活性汚泥法	湯川	
	黒田原水処理センター	那須町大字富岡1209-4	2002	1,300	活性汚泥法	黒川	
那珂川町	小川水処理センター	那珂川町小川3901-2	1993	1,800	活性汚泥法	権津川	
	馬頭浄化センター	那珂川町馬頭1841-3	2006	1,000	活性汚泥法	武茂川	
合計		46箇所					

(2) 農政部所管

(令和6年9月30日)

市町名	地区名	処理施設所在地	供用開始		計画戸数	集落数	計画人口	処理方式	管路延長(m)
			年	月					
宇都宮市	板戸	宇都宮市板戸町236	4	10	329	5	1,500	JARUS-III	18,704
	下飯田	宇都宮市飯田町46-2	6	12	154	2	1,250	JARUS-III	11,501
	上の島	宇都宮市瓦谷町293-2	6	10	77	3	340	JARUS-V	5,553
	桑島	宇都宮市上籠谷町28	9	4	334	4	1,750	JARUS-III	21,015
	柳田	宇都宮市柳田町143	8	7	218	4	1,210	JARUS-III	13,939
	大網	宇都宮市大網町894-2	9	1	76	2	360	JARUS-I	7,252
	上横倉	宇都宮市上横倉町898	10	10	175	4	710	JARUS-III	15,189
	瑞穂野南部	宇都宮市東木代町1076	16	10	538	13	2,320	JARUS-XIV	28,421
	下福岡	宇都宮市福岡町332	17	7	321	5	1,390	JARUS-XIV	24,248
	河内西部	宇都宮市下田原町3167-97	9	9	141	3	750	JARUS-III	11,930
栃木市	中岡本	宇都宮市東岡本町1025	12	3	160	4	730	JARUS-XIV	14,705
	下ヶ橋河原	宇都宮市白沢町3000	15	4	192	3	870	JARUS-XIV	12,405
	下皆川	栃木市大平町下皆川250	14	4	210	2	1,060	JARUS-XIV	7,465
	みずほ西	栃木市大平町蔵井717-2	18	4	440	3	2,190	JARUS-XIV	18,671
	巴波川南部	栃木市藤岡町部屋1959-2	19	4	420	12	1,760	JARUS-XIV	14,702
	西方西部	栃木市西方町元2185-1	5	6	304	9	1,580	JARUS-III	12,372
鹿沼市	本郷金井	栃木市西方町金井1847	9	5	328	7	1,350	JARUS-III	14,144
	巴波川西部	栃木市藤岡町富吉1344	23	4	531	15	2,510	JARUS-XIV	28,800
	下南摩	鹿沼市佐目町370-2	10	4	270	6	1,320	JARUS-XI	19,015
	酒野谷	鹿沼市塩山町1293-1	12	4	211	5	1,030	JARUS-XIV	16,742
	北半田	鹿沼市市北半田191	6	9	250	5	1,120	JARUS-III	8,748
	菊沢西	鹿沼市富岡1118-1	20	4	342	12	1,480	JARUS-OD	28,915
小山市	中河原	小山市大字中河原9-2	5	9	74	1	350	JARUS-V	2,201
	生井	小山市大字生井1297-2	8	6	334	5	1,510	JARUS-XI	13,744
	上梁	小山市大字上梁704-2	8	6	105	2	440	JARUS-I	4,583
	中島	小山市大字中島196	8	6	127	1	510	JARUS-III	3,384
	向野本田	小山市大字向野62-1	8	6	80	2	330	JARUS-I	3,811
	武井高松	小山市大字武井156-3	11	4	166	2	810	JARUS-XI	10,214
	大行寺	小山市大字大行寺176-4	11	4	241	3	1,090	JARUS-XI	7,728
	萱橋	小山市大字萱橋1336	14	6	309	4	1,360	JARUS-XIV	15,112
	小薬大本	小山市大字大本365-2	15	7	453	8	1,990	JARUS-XIV	20,748
	小山市西部	小山市大字鏡105-2	4	11	77	1	380	JARUS-V	2,405
	延島	小山市大字延島1110-2	17	7	376	6	1,660	JARUS-XIV	20,101
	福良	小山市大字福良182	19	7	693	12	2,990	JARUS-XIV	30,781
	小山市東部	小山市大字鉢形270	21	7	594	10	2,590	JARUS-XIV	38,413
	豊田北東部	小山市大字島田565-1	24	7	385	8	1,560	JARUS-XIV	16,870
真岡市	飯貝	真岡市飯貝521-2	62	7	52	1	240	JARUS-I	1,139
	小林	真岡市小林21	1	7	245	4	1,100	JARUS-III	8,806
	粕田	真岡市粕田1467-2	5	7	136	2	630	JARUS-III	6,512
	小貝川東部	真岡市君島620-2	8	5	147	4	670	JARUS-III	14,238
	東大島	真岡市東大島867-1	13	4	350	4	1,590	JARUS-XIV	14,192
	大沼	真岡市粕田640-1	10	4	141	1	610	JARUS-III	5,850
	東郷	真岡市東郷307-2	11	5	365	5	1,880	JARUS-XIV	13,711
	両沼	真岡市東沼969-2	16	10	342	7	1,530	JARUS-XIV	20,583
	二宮(二宮)	真岡市高田2979	11	1	280	4	1,300	JARUS-XI	11,330
	二宮(鹿・物井)	真岡市鹿424	11	10	141	3	830	JARUS-XI	6,534
大田原市	二宮東部	真岡市阿部品520-1	21	4	511	10	2,280	JARUS-XIV	31,388
	金丸	大田原市南金丸159	12	4	431	6	3,200	JARUS-XI	24,137
	那須(川西第1)	大田原市大豆田482-1	8	7	477	5	2,140	JARUS-XI	21,676
矢板市	那須(川西第2)	大田原市黒羽向町1161	9	4	236	3	1,910	JARUS-XI	15,512
	沢	矢板市沢字下河原282-1	7	11	154	2	1,350	JARUS-III	5,738
那須塩原市	境林	矢板市木幡1653-2	15	7	304	4	1,540	JARUS-XIV	7,467
	西那須野東部	那須塩原市槻沢399	16	4	471	7	2,300	JARUS-XIV	17,669
さくら市	上野	さくら市上野41-2	9	3	320	5	1,630	JARUS-XI	9,597
那須烏山市	興野	那須烏山市興野148	12	1	347	4	1,560	JARUS-XI	16,261
下野市	上台	下野市上台44	8	7	81	1	360	JARUS-I	3,455
	姿川西部	下野市国分寺103-4	7	6	356	7	1,900	JARUS-III	25,658
	吉田東	下野市本吉田531-1	9	4	521	9	2,510	OD	25,530
	吉田西	下野市仁良川676-1	11	7	288	8	1,360	OD協会型	20,431
	成田・町田	下野市町田270	12	10	106	3	507	JARUS-XIV	6,594
上三川町	下坪山	下野市絹板424-3	14	10	197	4	910	JARUS-XIV	11,808
	大山	上三川町大字大山62-3	14	4	369	4	1,980	JARUS-XIV	17,970
	上三川北東部	上三川町大字上郷2773-2	16	4	614	6	2,650	JARUS-XIV	30,576
	上三川東部	上三川町大字上三川728	20	2	413	10	1,860	JARUS-XIV	18,488
益子町	上三川南部	上三川町大字五分一232	22	4	392	7	1,870	JARUS-XIV	26,424
	長堤上山	益子町長堤628-1	5	11	224	2	1,110	JARUS-III	6,780
	小宅	益子町七井613-6	14	1	320	8	1,280	JARUS-XIV	12,954
	東田井	益子町東田井121-1	19	4	213	2	1,250	JARUS-XIV	6,978

市貝町	赤羽西南	市貝町赤羽95-2	14	6	461	4	2,030	JARUS-XIV	13,687
芳賀町	稲毛田	芳賀町大字稲毛田174-2	63	7	120	4	600	JARUS-III	5,076
	城興寺	芳賀町大字下延生2003-3	3	8	58	1	340	JARUS-V	2,200
	上給	芳賀町大字上稲毛田410-2	6	8	119	2	550	JARUS-III	6,160
	五行	芳賀町大字東高橋1319-2	9	8	73	3	430	JARUS-III	4,260
	東水沼	芳賀町大字東水沼733-3	11	8	202	1	1,240	JARUS-XI	11,874
	社后	芳賀町大字稲毛田133-3	12	8	35	1	150	NRE-2型	3,247
	八ツ木	芳賀町大字芳志戸2535	15	2	168	5	710	JARUS-III	9,887
壬生町	下高中部	芳賀町大字下高根沢1656	15	6	150	6	720	JARUS-XIV	11,417
	上田	壬生町大字上田168-2	10	7	188	1	810	JARUS-XI	13,847
	中泉	壬生町大字中泉171	10	7	147	1	700	JARUS-III	13,716
	藤井	壬生町大字藤井104-3	13	12	291	6	1,380	JARUS-XIV	19,305
	北小林・助谷	壬生町大字助谷335	14	11	320	2	1,290	JARUS-XIV	20,456
	恵川	壬生町大字福和田72	21	4	548	7	2,890	JARUS-XIV	29,680
	黒川東部	壬生町大字羽生田145	29	4	383	8	1,390	JARUS-XIV	30,514
野木町	旭町・星の宮	壬生町大字藤井2234-2	R6	6	164	2	530	JARUS-XIV	9,279
	佐川野	野木町大字佐川野1110-3	12	3	268	5	1,150	JARUS-XI	13,268
	川西	野木町大字友沼3195-2	17	4	79	3	390	JARUS-XIV	3,467
高根沢町	高根沢東部	高根沢大字桑窪731-1	9	4	438	9	2,700	JARUS-XI	29,664
那珂川町	北向田	那珂川町北向田455	7	10	145	4	950	JARUS-III	5,527
	三輪	那珂川町三輪418-1	11	11	120	5	550	JARUS-XIV	5,851
計		89カ所					115,487		

2-16-11 都市ガス事業者一覧表

事業者名	所在地	電話番号	供給区域	ガスの種類
東京ガス株式会社 宇都宮支社	宇都宮市 東宿郷 4-2-16	028-634-1911	宇都宮市 上三川町 真岡市 芳賀町 高根沢町	13A
足利ガス株式会社	足利市 錦町 27-1	0284-41-7191	足利市	13A
佐野ガス株式会社	佐野市 久保町 243	0283-22-6262	佐野市	13A
栃木ガス株式会社	栃木市 城内町 2-2-23	0282-22-2939	栃木市	13A
北日本ガス株式会社	小山市 花垣町 2-11-22	0285-22-3318	小山市 鹿沼市 下野市	13A
鬼怒川ガス株式会社	日光市 鬼怒川温泉滝 7	0288-77-1160	日光市	LPG

2-16-12 ダム施設現況一覧表

1 多目的ダム

(1) 国・水資源機構ダム

R2. 10月現在

ダム名等	河川名	位置	集水面積 km ²	湛水面積 km ²	総貯水量 千m ³	有効貯水量 千m ³	ダム型式	堤高 m	堤長 m	堤体積 m ³	管理者 操作員
五十里ダム	利根川水系 男鹿川	日光市 川治温泉 川治	271.2 (湯西川 含む)	3.10	55,000	46,000	重力式 コンクリートダム	112.0	267.0	468,000	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長
川俣ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 川俣	179.4	2.59	87,600	73,100	アーチ式 コンクリートダム	117.0	131.0	167,500	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長
川治ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 川治温泉 川治	323.6 (川俣 含む)	2.20	83,000	76,000	アーチ式 コンクリートダム	140.0	320.0	700,000	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長
草木ダム	利根川水系 渡良瀬川	群馬県 みどり 市 東町	254.0	1.70	60,500	50,500	重力式 コンクリートダム	140.0	405.0	1,321,000	水資源機構 草木ダム 管理所長
渡良瀬貯水池	利根川水系 渡良瀬川	栃木市 藤岡町 野木町	8,588	4.50	26,400	26,400	掘込式貯水池、堰	—	9.2	—	国土交通省 利根川上流河川事 務所
湯西川ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 湯西川	102.0	1.98	75,000	72,000	重力式 コンクリートダム	119.0	320.0	1,060,000	国土交通省 鬼怒川ダム統合 管理事務所長

(2) 県のダム

ダム名等	河川名	位置	集水面積 km ²	湛水面積 km ²	総貯水量 千m ³	有効貯水量 千m ³	ダム型式	堤高 m	堤長 m	堤体積 m ³	管理者 操作員
深山ダム	那珂川水系 那珂川	那須 塩原市 百村深 山	66.4 (内間接 13.5)	0.97	25,800	20,900	表面アスファルト 遮水壁型 ロックフィルダム	75.5	333.8	1,967,000	栃木県 那須広域ダム 管理支所長
板室ダム	那珂川水系 那珂川	那須塩 原市板 室 程久保	85.0	0.048	260	170	重力式 コンクリートダム	16.8	76.0	10,800	栃木県 那須広域ダム 管理支所長
中禅寺ダム	利根川水系 大谷川	日光市 中宮祠	125.0	11.40	25,100	22,800	重力式 コンクリートダム	6.4	25.1	1,886	栃木県日光土木事 務所長
西荒川ダム	那珂川水系 西荒川	塩谷郡 塩谷町 上寺島	24.8	0.28	4,300	3,500	重力式 コンクリートダム	43.5	116.0	41,000	栃木県矢板土木事 務所長
塩原ダム	那珂川水系 箒川	那須 塩原市 金沢	119.5	0.41	8,760	5,760	重力式 コンクリートダム	60.0	240.0	115,000	栃木県矢板土木事 務所長
寺山ダム	那珂川水系 宮川	矢板市 長井	11.5	0.16	2,555	2,155	センターコア型 ロックフィルダム	62.2	260.0	1,350,000	栃木県矢板土木事 務所長
東荒川ダム	那珂川水系 荒川	塩谷郡 塩谷町 上寺島	21.0 (内間接 7.0)	0.37	6,100	5,330	重力式 コンクリートダム	70.0	276.0	210,000	栃木県矢板土木事 務所長
松田川ダム	利根川水系 松田川	足利市 松田町	4.0	0.113	1,900	1,800	重力式 コンクリートダム	56.0	228.0	166,400	栃木県安足土木事 務所長
三河沢ダム	利根川水系 三河沢川	日光市 湯西川	13.9	0.075	899	829	重力式 コンクリートダム	48.5	97.5	57,500	栃木県日光土木事 務所長

2 発電専用ダム

ダム名等	河川名	位置	集水面積 km ²	湛水面積 km ²	総貯水量 千m ³	有効貯水量 千m ³	ダム型式	堤高 m	堤長 m	堤体積 m ³	管理者 操作員
小網ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 藤原 小網	606.05	0.10	627	260	重力式 コンクリートダム	23.5	128.0	20,134	栃木県 今市発電管理 事務所長
庚申ダム	利根川水系 庚申川	日光市 足尾町	149.2 (内間接 123.40)	0.020	195	124	重力式 コンクリートダム	29.0	55.9	12,750	栃木県 今市発電管理 事務所長
土呂部ダム	利根川水系 土呂部川	日光市 土呂部	199.00 (間接 179.40)	0.043	225	130	重力式 コンクリートダム	21.6	56.0	7,582	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
浜子ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 藤原	350.56	—	—	—	重力式 コンクリートダム	6.3	28.0	578	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
黒部ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 黒部	267.25	0.079	2,366	1,160	重力式 コンクリートダム	28.7	150.0	81,000	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
逆川ダム	利根川水系 逆川	日光市 鬼怒川 温泉滝	277.00 (内間接 273.50)	0.016	92	92	アースダム	18.2	121.2	71,600	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
西古屋ダム	利根川水系 白石川	塩谷郡 塩谷町 船生西古屋	286.25 (内間接 277.00)	0.077	547	400	重力式 コンクリートダム	21.5	189.7	16,260	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
中岩ダム	利根川水系 鬼怒川	日光市 高德	697.01	0.13	1,488	171	重力式 コンクリートダム	26.3	107.9	11,503	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
栗山ダム	利根川水系 ネベ沢川	日光市 佐下部 平田ヶ 嶽	0.90	0.32	7,070	6,200	センターコア型 ロックフィルダム	97.5	340.0	2,517,000	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
今市ダム	利根川水系 砥川	日光市 佐下部 東又	14.80	0.38	9,100	6,200	重力式 コンクリートダム	75.5	177.0	192,000	東京電力HD(株) 鬼怒川 事業所長
箒川ダム	那珂川水系 箒川	那須 塩原市 下塩原	108.80	0.030	88	75	重力式 コンクリートダム	11.1	59.5	2,221	東京電力HD(株) 那須野 事業所長
八汐ダム	那珂川水系 鍋有沢川	那須 塩原市 百村	2.00	0.47	11,900	7,600	アスファルト表面 遮水壁式 フィルダム	90.5	263.0	2,109,000	東京電力HD(株) 那須野 事業所長
蛇尾川ダム	利根川水系 小蛇尾川	那須 塩原市 百村	24.20	0.32	10,500	7,600	重力式 コンクリートダム	104.0	273.0	590,000	東京電力HD(株) 那須野 事業所長
沼原ダム	那珂川水系 那珂川	那須 塩原市 板室	—	0.18	4,336	4,220	表面アスファルト 遮水壁型 フィルダム	38.0	1,597.0	1,260	電源開発(株) 沼原発電所長

3 その他の農業用ダム

2-9-1 農業用ダム・排水機場一覧表のとおり

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 電力及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 住民への停電情報等の周知

（重要施設の優先復旧）

第5条 甲は、第3条1項で定めた重要施設の早期復旧を基本に優先復旧順位を決定し、乙に早期復旧及び電源車配備の要請を行う。

2 前項にて要請を受けた乙は、重要施設の早期復旧に努め復旧見込み等を確認のうえ、乙の本
社災害対策本部へ電源車配備を要請する。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施
設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えい
してはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効
期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、
この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後
も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとし
る。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃 木 県
知 事

乙 栃木県宇都宮市馬場通り1丁目1番11号
東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社
総 支 社 長

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 通信及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 指定避難所等への通信手段の確保
- 4 住民への通信中断情報等の周知

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事

乙 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目3番27号
東日本電信電話株式会社
埼玉事業部 栃木支店
支店長

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と株式会社N T Tドコモ（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 通信及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 指定避難所等への通信手段の確保
- 4 住民への通信中断情報等の周知

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事

乙 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番3号
株式会社NTTドコモ 栃木支店
支店長

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県

栃木県都市ガス協会

災害時における相互協力に関する基本協定

栃木県（以下「甲」という。）と栃木県都市ガス協会（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は乙の供給する都市ガス（以下「都市ガス」という。）の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における都市ガスの早期回復等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報等住民の避難に関連する情報を提供
- 2 乙は甲に対し、供給停止の発生状況や復旧見込等、都市ガスに関連する情報を提供
- 3 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における都市ガスの早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 都市ガス及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 3 住民への都市ガスに関する情報等の住民への周知

（原状回復）

第5条 乙は、甲の施設の利用が終了した場合、必要な原状回復を行い、甲に施設を返還する。
なお、原状回復に伴う費用は、乙が負担する。

(損害賠償)

第6条 利用した施設に損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲乙協議の上、定める。

2 前項の損害が乙の帰責事由により生じたときは、乙は当該損害を賠償する。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た相手方の秘密情報（知りえた状況から秘密であることが合理的に推認される情報を含む。）を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月29日

甲 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県

知事 福田 富一

乙 栃木県佐野市久保町243

栃木県都市ガス協会

会長 菊池 宏行

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

栃木県（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月3日に締結した「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第9条（予防伐採）を除き、「栃木県災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、道路法（昭和27年法律第180号）及び林道規程に基づき甲が管理している国道、県道及び林道とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第4条 甲は啓開作業、乙は復旧作業を行うことを原則とする。

- 2 乙は、停電復旧（応急措置を含む。）を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 3 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 4 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 5 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 6 第2項又は第4項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。
- 7 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得な

い場合に限り、甲又は乙は第2項又は第4項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

- 8 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲乙の相互協力により、除去等を行う。
- 9 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、できる限り速やかに乙の技術員を派遣する。

(費用負担)

第5条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

- 2 前条第3項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 4 前条第5項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用することができる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(予防伐採)

第9条 甲及び乙は、大規模災害に備え、電力設備への被害が想定される箇所について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携して計画的に予防伐採を実施する。

2 予防伐採の実施に関し必要となる事項については、甲乙協議の上、書面により定める。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月17日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 栃木県宇都宮市馬場通り1丁目1番11号
東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社
総支社長 瀬戸 晴彦

災害時における通信復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

栃木県（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年7月3日に締結した「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、通信復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第9条（予防伐採）を除き、「栃木県災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、道路法（昭和27年法律第180号）及び林道規程に基づき甲が管理している国道、県道及び林道とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第4条 甲は啓開作業、乙は復旧作業を行うことを原則とする。

- 2 乙は、通信復旧（応急措置を含む。）を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 3 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 4 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 5 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 6 第2項又は第4項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。
- 7 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得な

い場合に限り、甲又は乙は第2項又は第4項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

- 8 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、通信線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲乙の相互協力により、除去等を行う。
- 9 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、できる限り速やかに乙の技術員を派遣する。

(費用負担)

第5条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

- 2 前条第3項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 4 前条第5項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用することができる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間通信障害発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(予防伐採)

第9条 甲及び乙は、大規模災害に備え、通信設備への被害が想定される箇所について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携して計画的に予防伐採を実施する。

2 予防伐採の実施に関し必要となる事項については、甲乙協議の上、書面により定める。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月17日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一

乙 栃木県宇都宮市東宿郷4丁目3番27号
東日本電信電話株式会社
埼玉事業部 栃木支店
支店長 小林 博文

2-17-1 市町別鉱山・岩石採取場・砂利採取場一覧

市町名	稼働鉱山数 (R5.12.31現在)	岩石採取場数 (R6.4.1現在)	砂利採取場数 (R6.4.1現在)
宇都宮市	1	6(内大谷石4)	5
足利市	3	1	
栃木市	5	9	6
佐野市	12	3	
鹿沼市	4	6	2
日光市	2	1	3
小山市			2
真岡市	1	1	5
大田原市		1	
矢板市			
那須塩原市			14
さくら市			
那須烏山市			
下野市			2
上三川町			3
益子町		2	
茂木町			
市貝町			
芳賀町			
壬生町			
野木町			
塩谷町		1	
高根沢町			
那須町		5(内芦野石5)	3
那珂川町		1	
	28	37	45

壬生町-1
(砂利採取場)